

意見公募要領

1 意見公募対象

無線設備規則等の一部を改正する省令案等

2 意見公募の趣旨・目的・背景

報道資料の「1 概要」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見の提出方法・提出先

以下いずれの方法においても、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出下さい。

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

次の宛先に御提出ください。

電子メールアドレス : fix-micro_atmark_soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 宛て
意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロ

ソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せ下さい。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（3）郵送する場合

次の宛先に御提出ください。

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2－1－2

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 宛て
意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレ
ス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする
場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャス
トシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当
者までお問合せ下さい。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。な
お、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了
承下さい。

5 意見提出期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月21日（水）まで（必着）

（郵送による提出の場合は、締切日の消印有効）

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を
記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合
通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室にて配布又は閲覧に供しま
す。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連
絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見
の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び

代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。) を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

担当：皆川課長補佐、藤岡主査、日岐官

電話：03-5253-5886

電子メールアドレス：fix-micro_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
基幹・衛星移動通信課基幹通信室 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

(別紙)

該当箇所（注）	御意見

注 意見公募対象のうち、どれに対するものであるかを明記すること。